## 地方譲与税の概要

譲与税目	地方揮発油譲与税 <sup>※1</sup>	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税※2	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	地方法人特別譲与税	森林環境譲与税 <sup>※3</sup>	特別法人事業譲与税※4
譲与総額	地方揮発油税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の 348/1,000 (当分の間 422/1,000)	航空機燃料税収入額の2/13 (平成23年度〜令和元年度 の間 2/9)	特別とん税収入額の全額	地方法人特別税収入額の 全額	森林環境税収入額に相当 する額	特別法人事業税収入額の 全額
課 税 標 準及び税率等	製造場からの移出又は保税 地域からの揮発油引取数量 5,200円/kℓ (本則税率 4,400円/kℓ) 令和16年度~ 5,500円/kℓ (本則税率 4,700円/kℓ)	石油ガス充てん場からの移 出又は保税地域からの引取 重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、 車両番号の指定を受ける軽 自動車 例)乗用自動車自家用 (3年) 12,300円/自重0.5%	航空機に積み込まれた航空 機燃料の数量 26,000円/kℓ 「平成23年度~令和元年度 の間 18,000円/kℓ	開港へ入港する外国貿易船 の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トシ 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トシ	基準法人所得割額 付加価値割額、資本割額及び 所得割額の合算額により法人 の事業税を課される法人 税率414.2% 所得割額により法人の事業税 を課される法人 税率43.2% 基準法人収入割額 収入割額により法人の事業税 を課される法人 税率43.2%	国内に住所を有する個人年額1,000円/人 令和6年度から課税開始	基準法人所得割額付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人 税率260%所得割額により法人の事業税を課される特別法人 税率34.5%所得割額により法人の事業税を課される法人 税率37%基準法人収入割額収入割額により法人の事業税を課される法人 税率30%
譲与団体	都道府県・市町村 (特別区含む)	都道府県・指定都市	市町村・都道府県 (特別区含む)	空港関係市町村(特別区含む) 空港関係都道府県	開港所在市町村 (都を含む)	都道府県	市町村・都道府県 (特別区含む)	都道府県
譲与基準	○都道府県・指定都市 (58/100) 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 *財源超過団体に対する。護与制限はあり (前年天超過団体の競与額の10分の2又は当該ののがずれか少ない額を制限) ○市町村 (42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・高速自動車国道・都道府県道の面積	○市町村	〇市町村 (4/5) 1/2 着陸料収入額 1/2 騒音世帯数 〇都道府県 (1/5) 市町村の譲与基準により 算定した額	開港への入港に係る特別とん 税の収入額に相当する額	1/2 人口 1/2 従業者数 *財源超過団体に対する 個別財源超過団体調整額 の加算あり	○市町村 5/10 私有林人工林面積 2/10 林業就業者数 3/10 人口 ○都道府県 市町村と同様    譲与割合	人口 * 財源超過団体に対する 譲与制限あり(当初算出 額の25%を保障し、残余 の75%を制限(制限は財 源超過額を上限とする))
譲与基準の 補 正	人口、道路の種類・幅員等 による補正(昼間人口が多い団体は別途補正)	普通交付税算定に用いる道 路橋りょう費の測定単位当 たりの補正率による補正	人口、道路の幅員等による 補正(昼間人口が多い団体 は別途補正)	着陸料の収入額、空港の管理の態様、空港の所在、騒音の程度等による補正	なし	なし	林野率による補正 (私有林人工林面積のみ)	なし
使 途	条件・制限なし (地方道路譲与税は道路費用)	条件・制限なし	条件・制限なし	騒音による障害防止・ 空港対策等に関する費用	条件・制限なし	条件・制限なし	森林整備及びその促進に関する費用 市町村の支援等に関する費用	条件・制限なし
譲与時期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	5・8・11・2月	9・3月	5・8・11・2月
平成30年度 譲与実績額	2,599億円	7 8 億円	2,689億円	150億円	1 2 8 億円	20,865億円	_	_
令和元年度 地財計画額	2, 472億円	7 2 億円	2,742億円	149億円 増額分を地方揮発油譲与税の第	137億円	2 1, 3 5 1 億円	200億円	(令和2年度から譲与)

<sup>※1</sup> 地方道路譲与税を含む。また、令和 16 年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、その増額分を地方揮発油譲与税の新譲与分として、都道府県に対して自家用乗用車(登録車)の課税台数で按分して譲与することとされている。
※2 自動車重量議長税の譲長総額は、自動車重量税の収入額に対して合和式会2 年度は 242/1 000(半分の関 422/1 000)。 合和 4~15 年度は 257/1 000(半分の関 421/1 000)。 合和 16 年度は 401/1 000(半分の関 425/1 000)。 合和 17 年

<sup>※2</sup> 自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和元~3 年度は 348/1,000(当分の間 422/1,000)、令和 4~15 年度は 357/1,000(当分の間 431/1,000)、令和 16 年度は 401/1,000(当分の間 475/1,000)、令和 17 年度以降 は、416/1,000(当分の間 490/1,000)とされている。

<sup>※3</sup> 森林環境譲与税の譲与総額は、令和元~5 年度の間、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額(令和元~3 年度:200 億円、令和 4,5 年度:300 億円)とされ、令和 7~14 年度の間、森林環境税収入額から借入金の償還金及び利子の支払に 要する費用等に相当する額を控除した額とされている。

<sup>※4</sup> 特別法人事業税は、令和元年10月以後に開始する事業年度から適用することとされている。また、令和2年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額は、特別法人事業譲与税の原資に加えることとされている。